

令和5・6年度

書面申請用

建設工事競争入札参加資格審査
申 請 の 手 引 き

海 田 町

第1 資格審査の申請手順等

1 申請に係る資格審査

海田町が、令和5・6年度に発注する建設工事の指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 資格審査申請書等の提出場所及び提出期間

提出場所 海田町役場 3階 財政課

提出期間 令和4年11月1日（火）～令和4年11月18日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間 9:00～11:30 13:30～16:00

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の2第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり）を受けていない者
- (3) (2)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- (4) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに海田町税又は広島県税の滞納がある者
- (5) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事実について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告しなかった者
- (6) プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
なお、建設業者等指名除外要綱により、海田町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。
- (7) 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
 - ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - ② 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

4 必要な経営事項審査一覧

資格審査申請書等の提出期間	必 要 な 経 営 事 項 審 査
令和4年11月 1日（火） ～令和4年11月18日（金）	令和3年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの ※「雇用保険加入の有無」，「健康保険加入の有無」，「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は，別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは，次のとおりです。（以下同じ）

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・ 合併時，譲渡時，分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは，次のとおりです。

なお，申請期間内に保険への加入が確認できない場合，受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面，労働保険概算・確定保険料申告書，雇用保険被保険者資格取得等確認通知書，雇用保険被保険者証（被保険者のうち，建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面，被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書，被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の認定等

(1) 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定したときは，海田町ホームページで公表します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後，経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は，入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は，令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また，令和7年度以降についても，その取消しに係る入札参加資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは，資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は，令和5年度及び令和6年度に海田町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また，令和7年度以降についても，その取消しに係る入札参加資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは，海田町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和6年度の末日までとします。ただし，この資格は，令和7年度においてもその年度における資格が認定される日までは，有効とします。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資 格 審 査 申 請 書 等	様式番号	○必須 △該当の場合
1	指名競争入札参加資格審査申請書	様式第1号	○
2	営業所一覧表	様式第2号	○
3	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書[ただし、更新手続中の場合は、直前に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写しでも可]		○
4	必要な経営事項審査の総合評価値通知書の写し		○
5	海田町税について滞納がないことを海田町長が証した書面（写し可） 広島県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面（写し可）	別紙様式 （海田町税）	△
6	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）（写し可）		○
7	委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項を証した書面）（写し不可）	様式第3号	△
8	工事経歴書（2年度分）		○
9	印鑑証明書（写し不可）		○
10	使用印鑑届（写し不可）	様式第4号	△
11	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し		△
12	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会のCPDS制度について所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し		△
13	建築CPD運営会議の建築士又は建築設備士の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度について、所属建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数を建築CPD運営会議が証する書面の写し		△
14	建築CPD実績証明書内訳書	様式第5号	△
15	造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し		△
16	障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（雇用義務のない者）		△
17	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し		△

18	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）		△
19	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し		△
20	協力雇用主登録証明書の写し		△
21	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		△
22	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し		△
23	受付票	様式第6号	△
24	誓約書	様式第7号	○

（○印は提出が必須のものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示します。）

※注1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

2 「2」営業所一覧表及び「7」委任状について

建設工事の請負契約を締結する権限等を委任する場合は営業所一覧表（様式第2号）及び委任状（様式第3号；写し不可）を提出してください。

3 「3」「5」「6」「17」及び「19」から「21」の提出書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

4 「5」については、海田町内・広島県内に営業所等がないなど町・県に税金を納める必要が無い場合には提出の必要がありません。この場合、様式第2号の余白に「海田町税については、納税義務がありません。」「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。

5 「6」の消費税及び地方消費税の納税証明書について

ア 国税通則法施行規則別紙第9号様式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの。）又はその写しを添付してください。（その3の2又はその3の3でも可）

イ 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されません。

ウ 納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。）

エ 納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円（オンラインで交付請求の場合370円）の収入印紙を貼る必要があります。

オ 収入印紙は、郵便局等で購入できます。（税務署では購入できないので注意してください。）

カ 納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。

6 「11」～「22」については、届出、加入、認証取得等をしている者のみ提出してください。

7 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、町税・県税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

7 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1部

(2) 提出方法

- ・提出場所に持参または郵送にて提出することとしますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、原則として郵送で提出してください。（令和4年11月18日消印有効）
- ・郵送により提出し、受付票の返付を希望する方は返信用封筒（定型サイズ・必要な料金の郵便切手を貼付）に住所氏名を記入の上、必ず同封願います。
- ・6「提出書類一覧表」の順番に書類をクリップ止め又はクリアファイルに入れて提出してください。（持参により提出された方については、受付票はその場で返還します。）

(3) 注意事項

- ① 資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。
- ② 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号（その2）に記入する申請事務担当者が保管してください。
- ③ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- ④ 入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

第2 申請書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、作成年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。
したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、特に定めのあるものを除いて、添付する経営事項審査の結果通知書等の審査基準日を基準日として作成してください。
- (4) 指定した様式の記入については、ホームページからダウンロードしたExcel様式へ入力してください。ペン又はボールペンで記入したものによる提出も可能です。
- (5) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕

(1) 「01 現在の建設業の許可番号」の欄

- ① 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。
 - ② マスの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。
- (例) 広島県許可「第9999号」の方の許可年月日が令和4年9月30日の場合、

〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

」と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

」
と、〈（許可年月日）令和〉欄には「

0	4	年	0	9	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---

」と記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

- (2) 「02 (旧) 建設業の許可番号」の欄 (許可番号に変更がない方は記入しないでください。)
- ① 平成28年11月1日以降、次の事由により、許可番号が変更した方は、変更前の旧許可番号を記入してください。
- ・許可換え新規：有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請し、許可番号が変更した場合
(例) 大臣許可⇒知事許可、知事許可⇒大臣許可
 - ・更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合
 - ・平成28年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合
- (3) 「03 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄
- ① 提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている許可番号と、「01」で記載した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。
- ② 記入要領は、(1)を参照してください。
- (4) 「04 主たる営業所の電話番号」、「05 FAX番号」の欄
- 建設業法上の主たる営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「- (ハイフン)」で結んでください。
- (5) 「06 Eメールアドレス」の欄
- ① 建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。
- ② 業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。
- ③ 「大文字」、「小文字」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、「. (ドット)」等は、明確に記入してください。
- ④ Eメールアドレスを持っていない場合は記入不要です。
- (6) 「07 Eメールアドレス区分」の欄
- 06で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。
- (7) 「08 県内営業所の有無」の欄
- 県内に委任営業所がある場合は「1」を記入し、無い場合は記入しないでください。
- (8) 「09 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」の欄

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている審査基準日を右詰めで記入してください。

令和	0	4	年	0	3	月	3	1	日
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(例) 令和4年3月31日の場合→

(9) 「10 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

業種の略号一覧

土木工事業 (土)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)
プレストレストコンクリート (プ)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鋼橋上部 (橋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	鉄筋工事業 (筋)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	ほ装工事業 (ほ)	さく井工事業 (井)
とび・土工・コンク	しゅんせつ工事業 (し)	建具工事業 (具)
リート工事業 (と)	板金工事業 (板)	水道施設工事業 (水)
法面処理 (法)	ガラス工事業 (ガ)	消防施設工事業 (消)
石工事業 (石)	塗装工事業 (塗)	清掃施設工事業 (清)
屋根工事業 (屋)	防水工事業 (防)	解体工事業 (解)
電気工事業 (電)	内装仕上工事業 (内)	
管工事業 (管)		

※ プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

(10) 「11 街路樹剪定士資格を有する者の有無」の欄 (添付書類あり)

造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する場合は、「1」を記入し、ない場合は記入する必要はありません。

(11) 「12 建設業労働災害防止協会加入の有無」の欄 (添付書類あり)

加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入する必要はありません。

(12) 「13 測量及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」の欄
提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は記入する必要はありません。

3 一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請書 [様式第1号 (その2)]

(1) 「14 エコアクション21 認証又はISO14005取得有無」の欄 (添付書類あり)

次のア又はイに該当する場合のみ「1」を記載してください。ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、空白としてください。

ア 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等が一般財団法人持続性推進機構から、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録を受けている場合で、次の条件を満たしていることを認証・登録証で確認できる場合。

① 建設業と関係する場所 (例: 営業所, 建設資材の工場等) において認証を受けていること

② 建設業と関係する範囲の認証 (例: 総合建設業, 工事積算, 施設の設計・施工, メンテナンスなど) を受けていること

イ 入札参加資格審査申請時において、広島県内の建設業法上の営業所等がISO1400

5を認証取得している場合で、以下の条件を満たしていることを合格証等で確認できる場合。

- ① 建設業と関係する場所（例：営業所、建設資材の工場等）において認証を受けていること
 - ② 建設業と関係する範囲の認証（例：総合建設業、工事積算、施設の設計・施工、メンテナンスなど）を受けていること
- (2) 「15 エコアクション21認証又はISO14005取得年月日」の欄
14で記入した認証・登録又は取得年月日を記入してください。
- (3) 「16 土木施工CPDS学習単位数」の欄（添付書類あり）
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施の「継続的専門能力啓発学習制度」（土木施工管理CPDS）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数を記載してください。（前年度及び前々年度…令和4年11月に申請する場合、R2.4.1～R3.3.31及びR3.4.1～R4.3.31）
- ※ 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」又は「広島県土木施工管理技士会」の発行する証明書において、入札参加資格申請時点の広島県内の営業所等に所属する有資格技術者の総単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。
県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。
- (4) 「17 建築CPD認定時間数」の欄（添付書類あり）
建築CPD運営会議の「建築士又は、建築設備士の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数を、1級建築士、2級建築士、木造建築士、建築設備士、1級建築施工管理技士及び2級建築施工管理技士（建築・躯体・仕上げ）の欄にそれぞれ記入してください。（前年度及び前々年度…令和4年11月に申請する場合、R2.4.1～R3.3.31及びR3.4.1～R4.3.31）
- ※ 「建築CPD運営会議」の発行する証明書において、入札参加資格申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の総認定時間数を確認できる場合にのみ、その時間数を記載してください。
県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。
- (5) 「18 造園CPD認定時間数」の欄（添付書類あり）
造園CPD協議会の「継続的専門能力開発学習制度（造園CPD）」における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の総学習単位数を記載してください。（前年度及び前々年度…令和4年11月に申請する場合、R2.4.1～R3.3.31及びR3.4.1～R4.3.31）
- ※ 「一般社団法人広島県造園建設業協会」の発行する証明書において、入札参加資格申請時点の広島県内の建設業法上の営業所等に所属する有資格技術者の総単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。
県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。
- (6) 「19 障害者雇用の状況」の欄（添付書類あり）
広島県内に主たる営業所がある者で、以下の条件を満たしている場合のみ「1」を記載してください。（県外に主たる営業所がある場合は記入できません。）
雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ記入し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	障害者の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

(7) 「20 地域防災活動への貢献」の欄（添付書類あり）

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の認定（情報収集活動を行う者に限る。）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(8) 「21 社会資本維持管理活動への貢献」の欄（添付書類なし）

広島県アダプトシステムによるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリーバーの認定）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(9) 「22 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録」の欄（添付書類なし）

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(10) 「23 広島県働き方改革実践企業認定制度の登録」の欄（添付書類なし）

広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(11) 「24 消防団協力事業所の認定」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記入してください。（それ以外の場合には記入しないでください。）

(12) 「25 協力雇用主または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の欄（添付書類あり）

広島県内に主たる営業所がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所としてののみ「1」を記

入してください。（それ以外の場合は記入しないでください。）

(13) 商号又は名称等の変更事項

① 経営事項審査申請書（経営状況分析申請書を含む。）提出後に商号・名称・住所等に変更があった場合に、変更後の内容を記入してください。

② 26～32までは、変更がない事項は、記入しないでください。

③ 法人成引継ぎありの場合は、必ず「26」、「27」及び「28」に記入してください。

ア 「26 法人・個人の区分」の欄

① 変更後の組織が法人の場合には、「1」を記入し、変更後の組織が個人の場合には、「2」を記入してください。

② 個人から個人への引き継ぎを行った場合、又は、有限会社と株式会社の相互間、合名会社と合資会社の相互間の組織変更など、建設業の変更届で処理される組織変更については、記入する必要はありません。

イ 「27 商号又は名称（フリガナ）」の欄

① 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点（「・」）及び半濁音（「゜」）については、1文字としないでください。

② 株式会社など法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

ウ 「28 商号又は名称（漢字等）」の欄

① 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

② カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

（例）

た

〃

 → 誤り

だ

 → 正

③ 法人の種類を表す文字についても、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入してください。（それぞれの四角はマスを表す。）

（例） 株式会社 =

--

 (

株

)

--

 有限会社 =

--

 (

有

)

--

合名会社 =

--

 (

名

)

--

 合資会社 =

--

 (

資

)

--

協同組合 =

--

 (

同

)

--

 協業組合 =

--

 (

業

)

--

企業組合 =

--

 (

企

)

--

エ 「29 代表者氏名（漢字等）」の欄

代表者の氏名を姓と名との間は、1マス開けて記入してください。

（役職は記入しないでください。）

オ 「30 郵便番号」の欄

主たる営業所の郵便番号を、左詰めで記入してください。

カ 「32 主たる営業所の所在地（漢字等）」欄

「31」により記入した市区町村コードによって表される県市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「ー（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

（例1）広島県広島市中区基町10番52号 ○○○○ビル6階 の場合

広	島	県	広	島	市	中	区	基	町	1	0	－	5	2					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

○	○	○	○	ビ	ル	6	階												
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例2) 広島県安芸郡海田町上市14番18号の場合

広	島	県	安	芸	郡	海	田	町	上	市	1	4	－	1	8				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

(14) 行政庁記入欄

「33※指名除外の状況」の欄には、申請者は記入しないでください。

(15) 申請事務担当者欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号を、記入してください。

4 営業所一覧表〔様式第2号〕

- (1) 建設工事の請負契約を締結する権限等を委任する場合に、委任先営業所（支店等）を記入してください。

様式第1号「10 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち、少なくとも1つ以上の業種について、許可を有する営業所を記入してください。

委任先営業所がない場合も提出してください。（この場合、記入は不要です。）

- (2) 各欄の記入については3(13)を参考に記入してください。

- (3) 「海田町税及び広島県税の納税義務について」欄

海田町内・広島県内に営業所がないなどの理由で、海田町税・広島県税の納税義務がない場合は、「海田町税については、納税義務がありません。」「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。

第3 追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて

- 1 当初の認定を受けた者は、別途定める追加提出期間に、当初の認定を受けた業種以外の業種（申請資格を満たすものに限る。）について、追加の入札参加資格申請書を提出することができます。
- 2 当初の認定を受けていない者は、全ての業種（申請資格を満たすものに限る。）について、別途定める追加提出期間に入札参加資格審査申請書を提出できます。
- 3 追加提出期間・追加提出方法については決定次第、海田町ホームページに掲載します。

第4 問い合わせ先等

- 1 提出期間における入札参加資格審査申請に関する問い合わせ先

海田町役場企画部財政課管財係 〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 TEL 082(823)9201
--

- 2 入札参加資格審査申請書及び申請の手引きの入手方法

申請書、申請の手引きは、海田町ホームページ (<http://www.town.kaita.lg.jp/>) から入手してください。